

## 禁煙外来成功者補助制度のご案内

サッポロビール健康保険組合

禁煙推進施策の一環として、2021年4月から、禁煙外来を利用して禁煙に成功した方に対して、下記の通り自己負担分を補助することいたしました。これまでいろいろな方法で取り組みながら禁煙できていなかった方も、この制度を利用してぜひ卒煙にお取り組みください。

### 1. 対象者

20歳以上の被保険者（任意継続被保険者を除く）で、2021年4月以降に禁煙外来治療を受診し、禁煙に成功した方。

### 2. 補助内容

健康保険適用となる禁煙外来治療費の自己負担分について、20,000円を上限に補助する。

※禁煙外来治療費には、禁煙外来終了証明書等発行費用も含む

健康保険適用となる禁煙外来治療については、下記リンクでご確認ください

<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/tobacco/t-06-007.html>

### 3. 申請条件



・禁煙外来治療完了日から3ヶ月以上禁煙が継続できていること。

※オンライン禁煙治療プログラムなど他の禁煙施策に参加した方も申請可能

ただし、この制度の利用は1人1回に限る

### 4. 申請方法

以下の書類をサッポロビール健康保険組合宛に提出してください。申請は通年で受け付けます。

・禁煙外来利用成功者補助申請書	
・領収書・診療明細書（被保険者（社員）名義で、禁煙外来治療分とわかるもの）	禁煙外来補助申請書.docx
・禁煙外来終了証明（医療機関の署名捺印があるもの）	
・禁煙継続証明（所属長もしくは総務担当者の署名捺印があるもの）	禁煙外来終了証明書.docx

### 5. 支給方法

上記書類が提出され、禁煙が継続していることが確認できましたら、給与において合算支給いたします。

以上